

第1号様式（第9条関係）

世田谷区木造住宅耐震改修等助成金交付（変更）申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

（郵便番号 — ）

住所

ふりがな

氏名

電話番号 （ ）

世田谷区木造住宅耐震改修等助成金について、下記のとおり交付（変更）の申請をします。

記

助成対象建築物の所在地	世田谷区 丁目 番 号
助成対象事業	補強設計・耐震改修工事・簡易耐震改修工事 不燃化耐震改修工事・不燃化建替え・除却工事
費用総額	円※
障害者等加算	有 ・ 無
一般緊急輸送道路沿道建築物	該当 ・ 非該当
利子補給制度の利用	有 ・ 無

※添付する見積書の総額を記入して下さい。

区記入欄

助成対象事業	補強設計	耐震改修工事等
耐震診断の総合評点		
助成対象事業に係る費用	円	円
既に交付を受けた額	—	円
助成金交付予定額	円	円

世田谷区では、世田谷区暴力団排除活動推進条例に基づき、暴力団排除活動を推進し、区民等の安全で平穏な生活の確保等に努めております。

そのため、暴力団員による不当な行為を防止したり、不当な影響を排除したりするために必要な場合には、助成金の交付決定をしないこと又は交付決定の取り消し、また関係機関からの意見聴取を行うことがあります。

添付書類

【共通】

- 委任状（本人が持参する場合は不要）
- 本人確認ができる書類
- 案内図（助成対象建築物の所在地が分かる地図）
- 建物の全部事項証明書または所有権を証明する書類
- 耐震改修工事等承諾書（共有者がいる場合のみ）
- 前年度の住民税納税証明書（未納がないもの。）又は非課税証明書

※ただし、申請者本人が世田谷区に住民票を有し、納税情報の照会に同意する場合は、下記同意欄に記載したうえで、納税証明書の提出を不要とする。

納税情報の照会に関する同意欄	助成金の交付に係る審査にあたり、住民税に関する私の納税情報について、区が照会することに同意します。 (生年月日) 西暦/和暦 年 月 日 (氏名)	
納税課処理欄		上記のものに関する滞納状況（丸で回答） 滞納 あり ・ なし

- 工程表（助成対象事業の着手予定日と完了予定日がわかるもの）
- 耐震診断報告書（現況各階平面図、耐震診断計算書、写真）（除却工事又は不燃化建替えは除く）
- 対象建築物が建築基準法に適合していることが確認できる書類、又は不適合内容及び是正計画の内容が確認できる書類（除却工事又は不燃化建替えは除く）
- （一般緊急輸送道路沿道建築物の場合のみ）建築物のいずれかの部分の高さが東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則第3条で定める高さを超えることが分かる図面
- （障害者等加算がある場合のみ）申請者又は同居する者が障害者等であり、助成対象建築物に居住していることが分かる書類

【補強設計】

- 建築士免許証
- 補強設計に要する費用の見積書

【耐震改修工事・簡易耐震改修工事・不燃化耐震改修工事】

- 建築士免許証
- 補強設計図書（概要説明書、改修各階平面図、詳細図、耐震診断計算書、補強部材評定書等）
- 改修工事見積書（工事費の総額及びその内訳が分かるもの）
- 準耐火建築物等とすることが確認できる図書（不燃化耐震改修工事のみ）
- 出来高予定表（不燃化耐震改修工事で事業が複数年度にわたる場合のみ）
- （利子補給制度を利用する場合のみ）【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（第11号様式）
- （利子補給制度の利用を取止める場合のみ）金融機関が発行した融資の辞退又は不承認となったことが分かる通知

【不燃化建替え】

- 建替えに関する設計図書（準耐火建築物等及び省エネ基準適合建築物とすることが確認できる図書を含む）
- 建替えに要する費用の見積書
- 出来高予定表（事業が複数年度にわたる場合のみ）

【除却工事】

- 除却工事見積書（建築物本体除却工事が対象であり、地階・室内外残置物・門扉・塀・カーポート・庭木・地中障害物等は、助成対象事業に係る費用に含まない）